別表第５　修学年数調整表（第７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 学歴区分 | 修学年数 | 基準学歴区分 | | |
| 大学卒  （16年） | 短大卒  （14年） | 高校卒  （12年） |
| 博士課程修了 | 21年 | ＋5年 | ＋7年 | ＋9年 |
| 修士課程修了 | 18年 | ＋2年 | ＋4年 | ＋6年 |
| 専門職学位課程修了 | 18年 | ＋2年 | ＋4年 | ＋6年 |
| 大学6卒 | 18年 | ＋2年 | ＋4年 | ＋6年 |
| 大学専攻科卒 | 17年 | ＋1年 | ＋3年 | ＋5年 |
| 大学4卒 | 16年 |  | ＋2年 | ＋4年 |
| 短大3卒 | 15年 | －1年 | ＋1年 | ＋3年 |
| 短大2卒 | 14年 | －2年 |  | ＋2年 |
| 短大1卒 | 13年 | －3年 | －1年 | ＋1年 |
| 高校専攻科卒 | 13年 | －3年 | －1年 | ＋1年 |
| 高校3卒 | 12年 | －4年 | －2年 |  |
| 高校2卒 | 11年 | －5年 | －3年 | －1年 |
| 中学卒 | 9年 | －7年 | －5年 | －3年 |

備考

１　学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ別表第３（学歴免許等資格区分表）に定めるところによる。

２　この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。

３　別表第２（級別資格基準表）又は別表第６（初任給基準表）の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該別表第２（級別資格基準表）又は別表第６（初任給基準表）の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

４　学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ１年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

５　昭和４３年法律第４７号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ１年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

６　別表第６（初任給基準表）医療職俸給表初任給基準表備考第３項の規定を適用を受ける者のうち、「短大３卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者については、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数からそれぞれ１年を減じた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

７　次に掲げる職員については、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ１年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。

（１）学校教育法による大学の２年制の専攻科の卒業者

（２）学校教育法による３年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を３年間に修得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。以下この項において同じ。）から学士の学位を授与された者を除く。）

（３）学校教育法による２年制の短期大学の２年制の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）

（４）学校教育法による高等専門学校の２年制の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）

（５）別表第３（学歴免許等資格区分表）備考第５項（６）の規定の適用を受ける者